

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第九号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中県立病院の項を削る。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。